税務相談室

雇人費(3)

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問1　私の医院は従業員が少ないため、私自身で海の家や山の家を所有したりしては経費倒れになってしまいます。このため、これまでは、特定の業者と契約し、従業員が利用券を提出してその施設を利用した場合には、従業員は、一般の料金の50％相当額を負担し、残額はそれぞれの業者から私あてに直接請求させることにしていました。

しかし、この方法では、利用券の発行や請求書のチェックなどに大変手数がかかりますので、これからは施設の利用を希望する従業員に対し私の負担額に相当する金銭を交付し、業者に対する支払はすべて従業員に直接行わせるようにしたいと考えています。

このようにした場合には、私が負担した額は、福利厚生費として取り扱うことができますか。

回　答　事業主が負担すべき金銭を従業員に持参させたものである場合には、福利厚生費として必要経費に算入できます。

従業員の福利厚生施設としていわゆる海の家や山の家を設け、従業員には一般の価額の半額程度で利用させている例はかなり多いようですが、このような施設を利用することによって従業員が受ける利益については、原則として、課税しないことに取り扱われています。また、従業員が少ない事業所などにあっては、事業主が自分でそのような施設を設ける代わりに、特定の業者と契約して、料金の一部を事業主が負担する例もあるようですが、この場合の事業主の負担額は、福利厚生費として必要経費に算入できることになっています。

しかし、ご質問の場合のように、事業主の負担額に相当する金銭を従業員に直接交付する場合には、その交付した金額は、無条件に福利厚生費として必要経費に算入できることにはなりません。少なくとも、事業主としてその交付した金銭が、実際にその施設の利用に充てられたものであることを証明する施設の領収証等を保存する、その施設から施設の利用状況（利用者、利用年月日等）の報告を受けるなどの方法によって、事業主が業者に支払うべき金銭を、便宜上従業員に持参させたものであるということを明らかにしておく必要があります。